

保護者の皆様

豊田市立高橋中学校長
仲田 英成

災害の発生が予想される場合の対応について（お知らせ）

災害の発生が予想される場合の対応については下記のようになります。保護者の皆様のご理解を得ながら、生徒の安全確保に努めてまいります。よろしくお願いします。

記

1 地震への対応

- 市内で震度「5弱」以上の地震が発生した場合

- (1) 在宅時 学校から指示があるまで自宅待機
- (2) 在校時 可能な限り教職員引率による集団下校

2 暴風警報等発令時の対応

- 愛知県西部（西三河北西部または豊田市西部）に暴風警報または特別警報が発令された場合

特別警報 暴風警報	午前6時までに解除	午前6時に発令中	登校後に発令
生徒	平常授業	授業中止	※授業を中止し 速やかに下校

※特別警報・暴風警報が出ていなくても、保護者が安全に登校できないと判断されたときは、登校を控え、自宅で待機してください。その際は、必ず学校に連絡をお願いします。

3 土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報等への対応

- 高橋中学校区に豊田市から「高齢者等避難」が発令された場合

高齢者等避難 避難指示	午前6時までに 解除	午前6時に発令中	登校後に発令
生徒	平常授業	授業中止	※授業を中止し 速やかに下校

※「高齢者等避難」の発令を待たずに「避難指示」が発令された場合も、上記の対応となります。

※避難に関する避難情報の「土砂災害」は中学校区で、「河川の氾濫」は町単位で発令されます。高橋中学校区のどの町に発令された場合でも、全校で上記の対応となります。

※「暴風警報」が解除されても「高齢者等避難」の発令が解除されない場合があります。

4 その他

- ・休校（授業中止）や給食の有無等、状況に応じてきずなネットで情報をお知らせします。ただし、災害時はメールが届かなかったり配信が遅れたりする場合があります。学校からの連絡がなくても上記のように対応をお願いします。
- ・南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、豊田市災害対策本部からの情報をもとに、教育委員会が対応を決定します。それを受け、きずなネットで家庭に情報を伝達します。